**地方自治法（抜粋）**

**第１０章　公の施設**

**（公の施設）**

**第２４４条** 　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

**２**　普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

**３** 　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

**（公の施設の設置、管理及び廃止）**

**第２４４条の２** 　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

**２** 　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

**３** 　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

**４** 　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

**５** 　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

**６** 　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

**７** 　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

**８** 　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

**９** 　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

**１０** 　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

**１１** 　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

**○公の施設の定義**

　　公の施設とは、地方自治法第244条第１項に規定する施設のことで、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設であり、次の５点の要件により判別することとなる。

|  |
| --- |
| **○地方自治法　（公の施設）**  **第２４４条** 　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。  **２**　普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。  **３** 　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。 |

公の施設の具体的要件　～５つのポイント～

１）　「住民の福祉を増進する目的」をもって設けるものであること

　　　利用そのものが福祉の増進に結びつく施設であること。

→留置場（社会公共秩序を維持する施設）や競輪場（収益施設）は公の施設ではない。

２）　住民の「利用」に供するためのものであること

　　　公の施設は住民の利用に供される施設であるので、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設の概念に含まれない。

→市庁舎、試験研究所は公の施設ではない。

３）　「当該地方公共団体」の住民の利用に供するためのものであること

　　　国民の利用に供するために設けられる施設であっても、当該地方公共団体の区域内に住所を有するものの利用に全く供しない施設は公の施設ではない。「住民」は、住民全部を対象とするものでなくても、合理的に一定の範囲に限られた住民であってもよい。

→物品陳列所は公の施設ではない。

４）　「施設」であること

　　　公の施設は物的施設を中心とする概念である。

５）　「地方公共団体」が設けるものであること

　　　国その地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。なお、この場合の設置とは、必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権、使用賃借権など所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得させることをもって足りるものとされている。

◆公有財産の区分（地方自治法238条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **行政財産** | 公用又は公共用に供する財産 | **公用財産** | 地方公共団体が事務事業を執行するためのもの | 庁舎、試験研究施設等に供される建物及び敷地 |
| **公共用財産** | 住民の一般的な共同の利用に供するもの | 公園、道路、河川、学校、図書館等に供される建物及び敷地 |
| **普通財産** | 行政財産以外の一切の財産 | | | 売払用の土地、行政財産の用途廃止したもの |

※趣旨　地方公共団体の財産に関する適正な管理と処分に厳しい制限を設けるため

公の施設とは主に公共用財産の範疇にはいるもの。

公の施設に該当しない公有財産についても、公の施設の管理主体の検討同様（下記）の検討をしていく。

施設の必要性の検討（存在意義）

●検討のポイント

①公の施設としての設置意義がうすれてはいないか

②民間施設と競合してはいないか

③施設の利用率が低くはないか